

議案第 5 3 号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(病院の従業者の基準) 第 3 条 法第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定により病院 が有しなければならない従業者の員数は、次の各 号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め る員数とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数 1 0 0 以上の 病院にあつては、 1 (5)・(6) [略] 2・3 [略]	(病院の従業者の基準) 第 3 条 法第 2 1 条第 1 項第 1 号の規定により病院 が有しなければならない従業者の員数は、次の各 号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め る員数とする。 (1)～(3) [略] (4) 栄養士 病床数 1 0 0 以上の病院にあつては、 1 (5)・(6) [略] 2・3 [略]

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。